

環廃産発第 111128001 号
環水大大発第 111128001 号
平成 23 年 11 月 28 日

青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
栃木県
千葉県

廃棄物担当部長 殿
大気環境担当部長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

水・大気環境局大気環境課長

建築物等の解体工事に係る発注時における石綿飛散防止対策の徹底について

東日本大震災により被害を受けた建築物等の解体工事に当たっての石綿飛散防止対策について、御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、当該飛散防止対策に関しては、平成 23 年 3 月 19 日付け事務連絡「廃石綿や PCB 廃棄物が混入した災害廃棄物について」、平成 23 年 6 月 30 日付け基安化発 0630 第 1 号、環水大大発第 110630002 号「石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について」で通知等したところです。

しかしながら、1. 被災地で石綿飛散防止対策に対する認識が低い、あるいはその技術を有しない請負者が建築物の解体を実施することにより、石綿が飛散しているとの懸念の声があること、2. 建築物の解体現場における集じん・排気装置の不具合と考えられる石綿の飛散事例が発生していることから、解体の請負者に対し、さらなる周知・徹底を図る必要があります。

については、貴職におかれましては、建築物等の解体工事に係る石綿飛散防止

対策が徹底されるよう、貴管下市町村に対し、平成 23 年 8 月 30 日付け環廃対発第 110830003 号、基安安発 0830 第 1 号、基安労発 0830 第 1 号、基安化発 0830 第 1 号「災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について」(別添 1)の各事項を実施するとともに、下記について、施工業者に対する指導を行うよう周知願います。なお、市町村から事務委託を受けた場合、貴職におかれましても同様の対応をお願いします。

記

1. 非飛散性石綿含有建材の除去時における散水及び手ばらしの徹底について
非飛散性石綿含有建材(石綿含有成型板等)を除去する場合においても、石綿飛散防止に努めることが肝要であり、原則として常時散水するなど十分湿潤化し、手作業で丁寧に除去すること。
なお、本事項の指導等にあたっては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007 (http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)」の次の事項を参照願います。

【第 3 章 建築物の解体等に伴う飛散防止対策】

- 3.12 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策
3.12.1 石綿含有成型板を除去する場合(P.97)

2. 石綿除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について
平成 23 年 1 月 27 日付け基安化発 0127 第 1 号、環水大大発第 1101270002 号「石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業における集じん・排気装置の保守点検の徹底等について」(別添 2)に掲げる集じん・排気装置の適切な使用について徹底すること。
本事項の指導等にあたっては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」の次の事項及び平成 23 年 11 月 17 日付け基安化発第 1117 第 2 号「石綿等が吹き付けられた建築物等解体等工事における集じん・排気装置の稼働の確認等について」(別添 3)を参照願います。

【第 3 章 建築物の解体等に伴う飛散防止対策】

- 3.8 特定建築材料を掻き落とし等により除去する時の石綿飛散防止対策
3.8.2 除去作業の前処理における留意事項
(5) 集じん・排気装置の設置及び作業場の負圧化(P.78)

3.8.3 除去作業中における留意事項

(1) 作業場の隔離養生および負圧状態、集じん・排気装置の稼働状況の確認 (P.82)

(3) 1) 集じん・排気装置の稼働 (P.83)